

(6) 自立援助ホームの課題と将来像

未定稿

自立援助ホームの役割

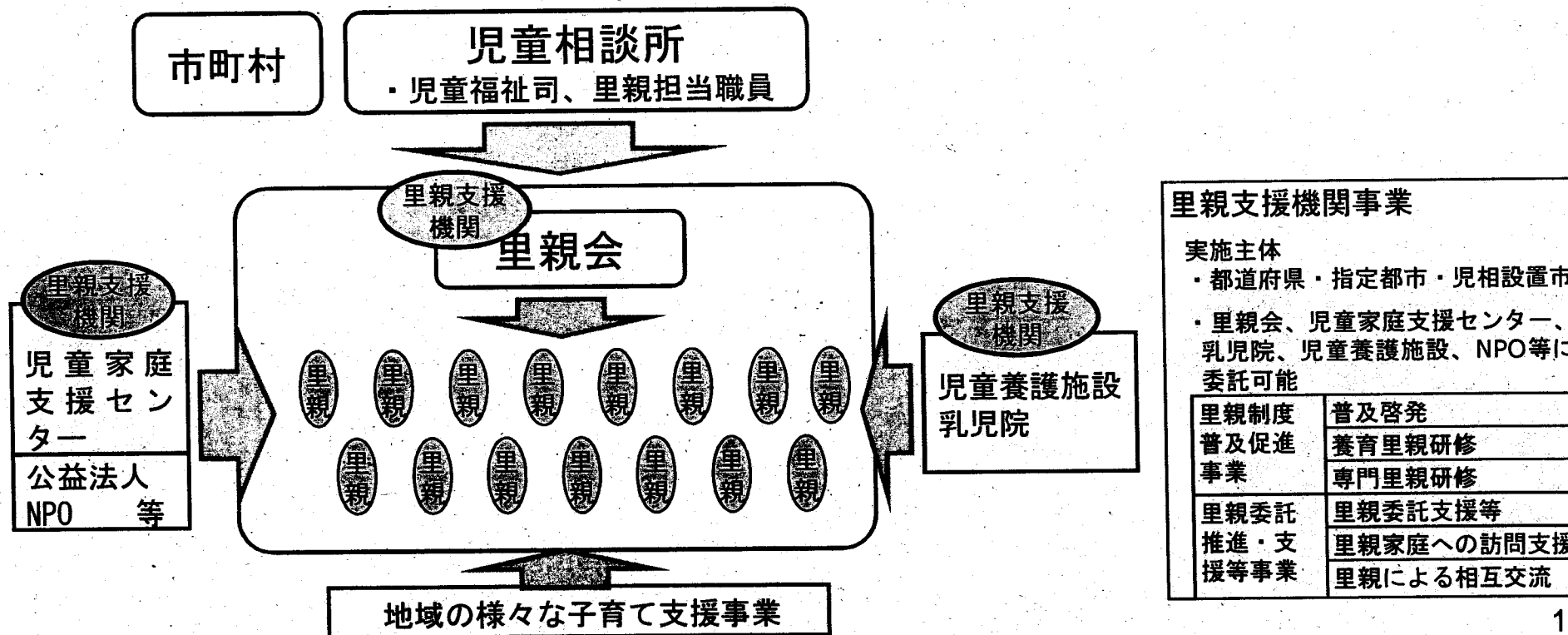
- 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童などからの申し込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

自立援助ホームの今後

- 子ども子育てビジョンで、平成26年度までに160か所を整備（22年10月現在73か所）
- 20歳に達しても自立した生活に課題を抱える者へのアフターケアの支援が課題。
- 自立援助ホームは、ホームごとに様々な特色を持ちながら、実践の取り組みをしており、その特色を生かしていく。
- 児童養護施設の小規模化、自立支援の取り組みの強化を図る中で、自立援助ホームと児童養護施設との関係も変化していくことが見込まれる。

(7) 里親委託の推進と里親支援機関

- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。
- 里親支援機関は、里親委託の促進とともに、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援を行う役割を持っており、それぞれの特色に応じて、多方面から支援。また、地域の子育て支援事業も活用。
 - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援
 - ・児童家庭支援センターや施設は、児童養護の専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う



(8) ファミリーホームの課題と将来像

未定稿

ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

ファミリーホームの今後

- 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備（22年10月現在104か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要。
- これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- 養育者の研修の充実や、孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の構築が必要。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

▶ 児童養護施設などについて、施設の運営の質の差が大きいことから、

- ①各施設種別ごとに、運営理念を示す「指針」と、具体的な「ケア標準」を作成し、
- ②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を推進

平成23年度に指針とケア標準の作成を開始。
フィードバックしながら順次改定して高めていく。

施設種別毎の 「養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、検討

「ケア標準（養育標準）」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが築かれてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、指針を具体的な実践の中で行うためのケアの標準を文書化し、現場で生かす

指針やケア標準を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。

「自己点検」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の推進

- ・社会福祉共通で行われている第三者評価は、社会的養護の施設では、一部の地域や施設を除き、取り組みが進んでいない。
- ・社会的養護の専門性を踏まえた評価手法や評価機関の育成を図りながら推進する。

(2) 施設職員の専門性の向上

- 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- 具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置と専門性の向上を推進
- また、各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進

基幹的職員の配置（平成21年度～）

- 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

職員研修システムの構築

(3) 自立支援の充実

自立支援の充実のための施策

①自立生活能力を高める養育

- ・ 児童養護施設における養育は、退所する前に、自立生活に役立つ知識・経験を得られるように行うことが必要。

②支度費の増額

- ・ 自立支援のため、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。

③民間の奨学金の活用

- ・ 民間の奨学金の情報を施設団体において整理し、各施設へ提供

④措置延長の活用

- ・ 進学や就職の場合でも、生活が不安定な場合は、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長を活用

⑤自立援助ホームの活用

- ・ 自立援助ホームの整備推進

(4) 施設類型間のネットワーク（相互連携）

未定稿

各施設類型の特徴を生かしつつ、地域で相互に連携し、全体の充実を図ることが必要

(例)

① 児童自立支援施設・情緒障害児短期施設

- ・ 児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする

② 児童養護施設

- ・ 児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する

③ 母子生活施設と他の施設

- ・ 他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じて、親子再統合を図る。

(参考) 施設類型についてのこれまでの議論について

○ 平成9年改正で、

- ・ 養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
- ・ 虚弱児施設の児童養護施設への類型統合

が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。

○ 平成16年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化

- ・ 乳児院： 2歳未満 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
- ・ 児童養護施設： 乳児（0歳）を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む

※施設類型の在り方については、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設への改革の意見もあるが、現行法でも、複数の施設類型の併設が可能。

4. 施設の人員配置の課題と将来像

(1) 直接養育にあたる職員の基本配置の引き上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引き上げが必要となっており、課題検討委員会の各委員からは、次のような提言がされている。

施設種別	現状（措置費）	委員の改善提案	委員の提案の考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1.7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1 小学生以上： 3 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 : 1は、交代勤務のため1人の職員が15人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアはとうていできない。 ・ 施設機能の地域分散化で、今後更に、厳しい課題を抱える子どもの割合が増える。 ・ 労働基準法を遵守できる職員配置に
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院は、虐待、病虚弱児、障害等の医学的・発達の課題がある乳幼児が中心となってきている。 ・ 夜勤体制の強化（SIDS対応のための15分視診、夜間の緊急所及び保護者対応）
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に必要と考える個別の支援時間から算定
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 2 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状で実質的に2 : 1以上の配置がされている。 ・ 最も対応が難しい子どもに対応する施設
母子生活支援施設	母子指導員： 少年指導員： それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子指導員： 少年指導員・保育士： それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯2人 10世帯以上5世帯増えるにつき1人を加える	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者や虐待を受けた児童への対応。 ・ 現状では、20世帯で母子指導員・少年指導員合計4名の体制は、交代勤務のため常時1人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、十分なケアができない。 ・ 常時複数配置して役割分担できる体制。

(2) 新たな加算職員の配置についての委員からの提案

未定稿

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が提案されている。

委員からの提案	<ul style="list-style-type: none">①退所後の自立支援のための相談員の配置②里親やファミリーホームの支援を行うための担当職員の配置③心理担当職員の全施設必置化。規模が大きい場合の複数配置④家庭支援専門相談員を、規模が大きい場合の複数配置
---------	---

5. 社会的養護の整備量のイメージについての論点

社会的養護の児童の全体数

- 社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに概ね1割増の見込を設定。
- 将来人口推計(高位推計)では、その後の10年間で18歳未満人口の1割縮小が見込まれる。

施設数等

- 子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護は610か所、情短施設は47か所に増加と設定。
- その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。
- なお、情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、各県最低1か所となるには更なる増設が必要(児童養護からの転換も見込まれる)

里親等委託率

- 里親等委託率は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定。
- 欧米主要国で3割~7割であることを踏まえ、その後の10年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを展望。(ドイツ28.7%、フランス53.0%、イギリス60.0%、アメリカ76.7%)
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、ファミリーホームや里親を大幅に増やして移行させることが必要